



第 236 号



- 廃棄物処理法の一部改正法案を閣議決定し174回国会に提出へ
- 行政だより「廃プラ埋立ゼロ協定」(第3回)の締結者を募集
- 鳩山首相、東京スーパーイコタウンを訪れリサイクルの現状視察
- 医療機関対象の平成21年度医療廃棄物適正処理研修会開く



社団法人 東京産業廃棄物協会

有明興業は、未来のエネルギーを創造します。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくりっています。
これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。

陸送に比べてCO₂排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。
東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。

創立50周年
廃棄物の処理・リサイクルに50年の歴史を有し、現在約2万社を超える
官公庁、企業の廃棄物を年間20万トン以上処理しています。
<http://www.aknet.co.jp/>

日栄産業株式会社 リサイクルポートを活用し資源環境の陸送・保管・海上の一貫輸送システムを構築モーダルシフトでCO₂の削減に取り組んでいます

【営業品目】

- 産業廃棄物処分業（コンクリート塊の破碎 2,040トン/日）
- 再生砕石、再生砂の販売
- 産業廃棄物収集運搬業（保管積替を含む）陸上・海上輸送共可能
- 保管積替（汚泥、燃え殻、鉱さい、ばいじん）
- 積替（上記類の他に廃油、廃プラスチック類、金属くず、ガラス、コンクリート、陶磁器くず、がれき類）
- 汚染土壤の陸上海上輸送

ISO14001 2004取得
JTCM (登録認証番号) http://www.jtcm.or.jp/
JAB CM015

産業廃棄物 2010取得
中间処理業
収集運搬業
2009-11年度 中間処理業
産業エキスパート
1-09-C0027
2008-11年度 収集運搬業
産業エキスパート
1-09-B0022

廃棄物処理法の一部改正法案を閣議決定し174回国会に提出へ
排出事業者の適正処理や処理施設の維持管理など強化策盛込む

[行政だより]

「廃プラ埋立ゼロ協定」(第3回)を締結していただける処理業者の方を募集します。

鳩山首相、東京スーパーイコタウンを訪れリサイクルの現状視察
会員会社は高俊興業(株)、バイオエナジー(株)、(株)リーテムの3社訪問

医療機関対象の平成21年度医療廃棄物適正処理研修会開く
第三者評価制度の実施や在宅医療廃棄物の適正処理推進など

平成21年度の第4回産業廃棄物処理業者講習会を開催
平成22年5~7月許可更新者が対象、22年度第三者評価制度も説明

[地球温暖化対策]

「地球温暖化対策とフロン類の環境政策の現状」

平成22年度認定講習会(処理業許可・特管責任者)日程表
※ 関東地域 —平成22年4月~平成23年3月—

つぶやき 廃プラ類の中防埋立ゼロの進捗は? 15

東京都からのお知らせ I 「地球温暖化対策報告書制度」 18

II 「中小企業者向け省エネ促進税制」 19

身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part46 20

委員会報告(青年部) 21

会員情報(代表者・名称・住所等変更のお知らせ) 22

新入会員紹介 23

協会の主な今後の日程 23

新TSK会だより <3月開催> 第23回新TSK会ゴルフコンペ 24

よろず相談(法律・廃棄物の定義と判断基準) 25

お江戸ぶらぶら歩る記 30

事務局だより・編集後記 32

訂正(本誌235号の3ページと23ページの2点) 21

廃棄物処理法の一部改正法案を閣議決定し174回国会に提出へ 排出事業者の適正処理や処理施設の維持管理など強化策盛込む

環境省は、平成22年3月5日(金)に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下廃棄物処理法とする。）の一部を改正する法律案」が閣議決定され、第174回国会に提出することになったと発表した。

廃棄物処理法については、これまで不適正処理対策を内容とする規制の強化を行ってきたが、巧妙かつ悪質な不適正処理は依然として後を絶たず、また、廃棄物処理に対する不信感から廃棄物処理施設の立地が進まないといった悪循環が依然として根強く残っている。一方で、廃棄物の再生利用が進んでいるものの、排出抑制や焼却する際の熱回収は不十分な状態にある。

これらの課題に対処するため、廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化、廃棄物処理施設の維持管理対策の強化、不法投棄等に対する罰則の強化、廃棄物処理業の優良化の推進、適正な循環的利用の確保などを内容とする「廃棄物処理法の一部を改正する法律案」を平成22年3月5日(金)に閣議決定し、第174回国会に提出することになったもの。

以下に「法案の概要」と「法律の一部を改正する法律案要綱」を掲載した。

法案の概要

1. 廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化

- ①産業廃棄物を事業所の外で保管する際の事前届出制度を創設。
- ②建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化。
※建設業では元請業者、下請業者、孫請業者等が存在し事業形態が多層化・複雑化しており、個々の廃棄物について誰が処理責任を有するかが不明確。
- ③不適正に処理された廃棄物を発見したときの土地所有者等の通報努力義務を規定。
- ④従業員等が不法投棄等を行った場合に、当該従業員等の事業主である法人に課される量刑を3億円以下の罰金に引き上げ。
※現行法では、1億円以下の罰金。

2. 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化

- ①廃棄物処理施設の設置者に対し、都道府県知事による当該施設の定期検査を義務付け。
- ②設置許可が取り消され管理者が不在となった最終処分場の適正な維持管理を確保するため、設置許可が取り消された者にその維持管理を義務付ける等の措置を講ずる。

3. 廃棄物処理業の優良化の推進等

- ①優良な産業廃棄物処理業者を育成するため、事業の実施に関する能力及び実績が一定の要件を満たす産業廃棄物処理業者について、許可の更新期間の特例を創設。
※現行法では、産業廃棄物処理業の許可の期間は一律に5年。
- ②廃棄物処理業の許可に係る欠格要件を見直し、廃棄物処理法上特に悪質な場合を除いて、許可の取消しが役員を兼務する他の業者の許可の取消しにつながらないように措置。

4. 排出抑制の徹底

- 多量の産業廃棄物を排出する事業者に対する産業廃棄物の減量等計画の作成・提出義務について、担保措置を創設。
※現行法では、作成・提出を義務付ける規定はあるが、これを担保する規定はない。

5. 適正な循環的利用の確保

- 廃棄物を輸入することができる者として、国内において処理することにつき相当な理由があると認められる国外廃棄物の処分を産業廃棄物処分業者等に委託して行う者を追加。
※現行法では、輸入した廃棄物を自ら処分する者に限定して廃棄物の輸入を認めている。

6. 焼却時の熱利用の促進

- 廃棄物の焼却時に熱回収を行う者が一定の基準に適合するときは都道府県知事の認定を受けることのできる制度を創設。

【施行期日】公布の日から1年以内で政令で定める日から施行する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 土地所有者等に係る努力義務の創設

土地の所有者又は占有者は、その所有、又は占有若しくは管理する土地において、この法律の規定に違反して処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、都道府県知事又は市町村長に通報するよう努めなければならないこととする。(第五条第二項関係)

第二 許可の欠格要件に係る規定の合理化

廃棄物処理業等の許可の欠格要件に該当する場合のうち、廃棄物処理業等の許可を取り消された場合を、特に悪質な違反を犯して許可を取り消された場合に限定することにより、連鎖的な許可の取消しに対する手当てをすること。(第七条第五項第四号ニ、第七条の四第一項及び第十四条の三の二第一項関係)

第三 廃棄物処理施設に係る定期検査

廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者は、環境省令で定める期間ごとに、当該廃棄物処理施設が施設の技術上の基準に適合するかどうかについて、都道府県知事の検査を受けなければならないこととすること。(第八条の二の二及び第十五条の二の二関係)

第四 廃棄物処理施設の適正な維持管理を確保するための措置

一 維持管理情報の公開

廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者又は設置の届出に係る施設の管理者は、当該廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び維持管理の情報について、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととすること。(第八条の三第二項、第九条の三第六項及び第十五条の二の三第二項関係)

二 維持管理積立金制度に係る規定の整備

- 1 維持管理積立金の取戻しができる者として、特定廃棄物最終処分場の設置者であった者及びその承継人を追加すること。(第八条の五第六項(第十五条の二の四において準用する場合を含む。)関係)
- 2 廃棄物処理施設の設置の許可の取消しができる場合として、特定廃棄物最終処分場の設置者が維持管理積立金の積み立てをしていない場合を追加すること。(第九条の二の二第二項及び第十五条の三第二項関係)
- 3 市町村長又は都道府県知事は、特定廃棄物最終処分場の維持管理に係る生活環境保全上の支障の除去等の措置を自ら講じた場合には、当該特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を設置者等に代わって取り戻すことができることとすること。(第十九条の七第六項及び第十九条の八第六項関係)

三 許可の取消しを受けた最終処分場に係る措置

廃棄物処理施設である廃棄物最終処分場について許可を受けた者がその許可を取り消されたときは、当該許可を取り消された者又はその承継人は、当該廃棄物最終処分場が廃止基準に適合するまで維持管理を行う義務を有することとし、都道府県知事の確認を受けるまでの間は、第八条の三等の規定の適用については、なお廃棄物処理施設の設置者等とみなすこととすること。(第九条の二の三及び第十五条の三の二関係)

第五 熱回収の機能を有する廃棄物処理施設に係る特例

- 一 廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するもの(以下「熱回収施設」という。)を設置している者は、施設に関する技術上の基準及び申請者の能力に関する基準に適合するときは、都道府県知事の認定を受けることができることとすること。(第九条の二の四第一項及び第十五条の三の三第一項関係)
- 二 一の認定を受けた者については、廃棄物処理基準にかかわらず政令で定める基準に従って熱回収施設における処分を行うこととするとともに、第三の検査に関する規定は適用しないこととすること。(第九条の二の四第三項及び第四項並びに第十五条の三の三第三項及び第四項関係)

第六 大臣認定制度に係る監督規定等の整備

- 一 環境大臣の認定を受けた者が認定に係る事項を変更する場合の認定及び届出に係る規定を整備すること。(第九条の八第六項及び第八項、第九条の九第六項及び第八項並びに第九条の十第六項(これらの規定を第十五条の四の二第三項、第十五条の四の三第三項及び第十五条の四の四第三項において準用する場合を含む。)関係)
- 二 認定の取消しができる場合として、変更の認定又は届出に係る規定に違反したときを追加すること。(第九条の八第九項、第九条の九第十項及び第九条の十七項(これらの規定を第十五条の四の二第三項等において準用する場合を含む。)関係)

む。)関係)

三 環境大臣は、認定を受けた者に対し報告徴収及び立入検査をできることとすること。(第十八条第二項及び第十九条第二項関係)

四 その他必要な規定を整備すること。

第七 排出事業者による適正な処理を確保するための措置

一 事業者が産業廃棄物を保管する場合の届出

1 事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならないこととすること。(第十二条第三項及び第十二条の二第三項関係)

2 非常災害のために必要な応急措置として1の保管を行った事業者は、当該保管をした日から十四日以内に都道府県知事に届け出なければならないこととすること。(第十二条第四項及び第十二条の二第四項関係)

二 事業者による処理の状況に関する確認の努力義務の明確化事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行うよう努めなければならないこととすること。(第十二条第七項及び第十二条の二第七項関係)

三 産業廃棄物管理票制度の強化

1 産業廃棄物管理票を交付した者は、当該管理票の写しを交付した日から環境省令で定める期間保存しなければならないこととすること。(第十二条の三第二項関係)

2 産業廃棄物の運搬受託者又は処分受託者は、産業廃棄物管理票の交付を受けていないにもかかわらず産業廃棄物の引渡しを受けてはならないこととすること。(第十二条の四第二項関係)

四 産業廃棄物処理業者による委託者への通知

1 産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となる事由が生じたときは、当該処理を委託した者に通知するとともに、当該通知の写しを保存しなければならないこととすること。(第十四条第十三項及び第十四条並びに第十四条の四第十三項及び第十四条関係)

2 1の通知を受けた者は、速やかに処理の状況を把握するとともに、適切な措置を講じなければならないこととすること。(第十二条の三第八項関係)

五 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外

1 建設工事が数次の請負によって行われる場合にあっては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてこの法律の適用は、元請業者を事業者とすること。(第二十一条の三第一項関係)

2 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について下請負人が行う保管に関しては、当該下請負人もまた事業者とみなして、産業廃棄物保管基準及び改善命令に係る規定を適用すること。(第二十一条の三第二項関係)

3 建設工事に伴い生ずる廃棄物(環境省令で定めるものに限る。)について書面による請負契約で定めるところにより下請負人が自らその運搬を行う場合

には、当該下請負人を事業者とみなして、産業廃棄物処理業の許可、産業廃棄物処理基準及び改善命令に係る規定を適用すること。(第二十一条の三第三項関係)

- 4 下請負人が建設工事に伴い生ずる廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合にあっては、当該下請負人を事業者とみなして、委託基準及び産業廃棄物管理票制度に係る規定を適用すること。(第二十一条の三第四項関係)

第八 産業廃棄物処理業の許可の有効期間に係る特例

政令で定めることとしている産業廃棄物処理業の許可の有効期間について、許可を受けた者の事業の実施能力及び実績を勘案したものとすることができるこことすること。(第十四条第二項及び第七項並びに第十四条の四第二項及び第七項関係)

第九 廃棄物を輸入できる者の拡充

廃棄物を輸入できる者として、国外廃棄物を他人に委託して適正に処理することができ、当該国外廃棄物を国内において処分することに相当の理由があると認められる者を追加すること。(第十五条の四の五関係)

第十 報告徴収及び立入検査の対象の拡充

報告徴収及び立入検査の対象としてその他の関係者を、立入検査の対象として車両、船舶その他の場所を追加すること。(第十八条及び第十九条関係)

第十一 措置命令の対象の拡充

- 一 措置命令の対象として、廃棄物処理基準に適合しない廃棄物の収集又は運搬及び産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管を追加すること。(第十九条の四、第十九条の五等関係)

- 二 措置命令の対象として、廃棄物処理基準に適合しない処分を行った者等が下請負人である場合の元請業者(運搬又は処分を他人に委託していた者を除く。)を追加すること。(第十九条の五第一項第四号関係)

第十二 罰則

- 一 多量排出事業者減量計画を提出せず、又は計画の実施の状況を報告をしなかった者は、二十万円以下の過料に処することとすること。(第三十三条第二号及び第三号関係)

- 二 不法投棄等の違反行為に係る法人重課の量刑を三億円以下の罰金に引き上げるとともに、第二十五条の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合の時効の期間は、同条の罪の時効の期間とすること。(第三十二条関係)

- 三 その他所要の罰則を整備すること。

第十三 施行期日等

- 一 この法律の施行期日について定めること。(附則第一条関係)
- 二 所要の経過措置を設けること。(附則第二条から第十二条まで関係)
- 三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。(附則第十三条関係)

- 四 関係法律について所要の改正を行うこと。(附則第十四条から第二十三条までの関係)

行政だより

「廃プラ埋立ゼロ協定」(第3回)を締結していた だける処理業者の方を募集します。

都は、循環型社会を実現し、地球温暖化の防止に貢献するため、貴重な資源である廃プラスチック類のリサイクルを推進し、平成22年度末までに「廃プラ埋立ゼロ」実現を目指しています。これに協力して頂ける産業廃棄物処理業者の方々と、昨年6月に第1回の「廃プラ埋立ゼロ協定」を、また12月には第2回協定を締結し、廃プラリサイクルの取組を促進しております。

この度、以下のとおり第3回協定を締結して頂ける処理業者の方を募集しておりますので、お知らせいたします。

■ 協定の対象者

産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者
(許可品目に「廃プラスチック類」が含まれている方)

■ 協定の内容

- ・産業廃棄物処理業者は、都の施策に協力し、廃プラ埋立ゼロに向けて以下の取組を行います。

【収集運搬業者】

排出事業者への働きかけ・リサイクルを促進する収集運搬

【処分業者】

排出事業者への働きかけ・廃プラを有効利用するための取組

- ・都は、協定締結者及びその取組内容の公表等を行います。

■ 申込方法

以下の東京都ホームページ掲載の募集案内をご覧ください。

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/recycle/pla/zero.htm>

■ 申込期限

平成22年5月10日(月)【必着】まで

■ お問い合わせ先

東京都環境局廃棄物対策部資源循環推進課資源循環推進係

(電話) 03-5388-3577

鳩山首相、東京スーパーイコタウンを訪れリサイクルの現状視察 会員会社は高俊興業(株)、バイオエナジー(株)、(株)リーテムの3社訪問

鳩山由紀夫首相は、平成22年3月6日の午前11時過ぎから大田区城南島の東京スーパーイコタウンを訪れ、廃情報機器類等リサイクル施設の(株)リーテム東京工場に於いて、同社の中島 彰良代表取締役兼CEO、中島 賢一取締役会長、中島 英嗣取締役兼COO等と中山 義活首相補佐官、民主党の藤田 憲彦衆議院議員が同席して懇談、午後から同工場、廃情報機器類等リサイクル施設の(株)フューチャー・エコロジー、食品廃棄物バイオガス発電施設のバイオエナジー(株)、及び建設混合廃棄物リサイクル施設の高俊興業(株)の順で視察した。

同日は直接取材が出来なかったので、後日、会員会社を対象に①主にどなたが対応されましたか、②ご覧になった主な施設は？（具体的に）、③どんなことに興味を持たれましたか、④御社として、何か要望されたことはございましたか、⑤その他、ご意見がございましたらどうぞ、との質問を行った結果、各社からご回答を得たので、ご回答いただいた内容そのままで、ご提供いただいた当日の写真とともに次の通り掲載した。

◎高俊興業株式会社

- ①弊社社長（高橋 俊美）がご案内し説明しました。
- ②掲示パネルで概要説明に始まり、トロンメルスクリーン→ダンピングヤードの作業状況→弊社工場からの成



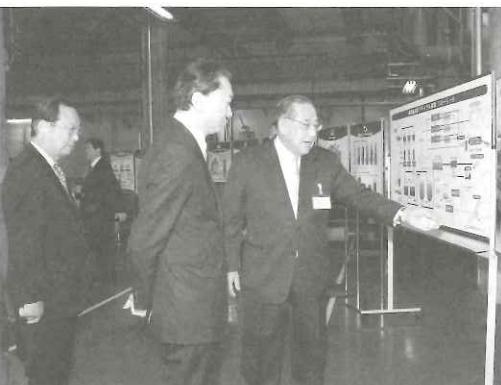
左から鳩山首相、高橋社長、中山首相補佐官

果品サンプル説明→中央操作室→検品ヤードの作業状況→手選別室でのコンベア上からの選別状況を視察

- ③仕分け（分別、選別）の重要度「リサイクルは分別から」
- ④CO₂削減に係るカウント方法についての課題についてのお願い（静脈産業におけるCO₂削減が、カウントの対象となっていないことの不明確

さの改善をお願いした。)

◎バイオエナジー株式会社



中央の鳩山首相に説明する石井会長

- ①説明役 代表取締役会長 石井 邦夫
案内役 代表取締役 岸本 悅也
- ②首都圏から発生する食品廃棄物を受け、メタン発酵システムにより発生するバイオガスを燃料として発電している施設。今年度中にはバイオガスを都市ガスとしても供給を開始する予定。
- ③生ごみを原料として電気とガスのエネルギー供給ができ、年間約6,000 t の温暖化ガスの削減が可能であり、事業として運用していること。
- ④温暖化ガスの削減価値の行方が良く見えないこと。
当社の施設を中心に、原料である生ごみの搬入先顧客と、電力として充電している先の関係が明確に関連付けられ、原料を搬入する顧客へのインセンティブが働く仕組み作りをお願いした。

◎株式会社リーテム

- ①代表取締役兼CEO 中島 彰良



中央の鳩山首相に指差し説明の中島代表取締役

取締役会長

中島 賢一

取締役兼COO

中島 英嗣

会議室内にて東京都環境局 森環境政策部長より東京スーパーイコタウンの説明と弊社代表取締役よりリーテムについての説明を行いました。

②弊社工場内の見学コースより、ノートパソコンの解体について→弊社東京工場のリサイクル処理について→自動販売機のフロンガス回収方法について→ATMの解体について→破碎機の処理フローについて、それぞれ説明した。

③リサイクルシステムの重要性を再認識され、「国全体をリサイクルさせるシステムをつくるためにもっと力を入れたい」とお話になられました。

④環境負荷を低減させる為には民間企業・国・第三者間のエコマネジメントが不可欠であり、ご協力いただくとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめとした法整備を進めて頂きたい。

医療機関対象の平成21年度医療廃棄物適正処理研修会開く 第三者評価制度の実施や在宅医療廃棄物の適正処理推進など

平成22年2月の医療廃棄物処理従事者対象の21年度研修会に続き、3月27日(土)午後2時から東京都庁「都民ホール」に於いて、医師、歯科医師、獣医師及び医療機関の特別管理産業廃棄物管理責任者等を対象に、「21年度医療廃棄物適正処理研修会」を、(社)東京都医師会、東京都環境局、(社)東京産業廃棄物協会の三者が共同で開いた。

この研修会は、廃棄物処理業者への研修会と同様に、本年度は東京都が実施する第三者による優良性基準適合認定制度が実施されたのに伴い、同制度を中心に関係者による挨拶と講演が行われ、同制度の普及徹底を図るよう述べられた。

研修内容は別項の通りで、講演者は処理業者対象の研修会とは若干変更されたが、主催者としての(社)東京都医師会の目澤理事と東京都環境局の井戸廃棄物対策部長の挨拶に続いて加藤産業廃棄物対策課長が「産業廃棄物処理業者の第三者評価制度」を説明、(財)東京都環境整備公社の上田参事が「感染性廃棄物の適正処理と東京都医師会・医療廃棄物適正処理推進事業について」、そして最後に当協会の渡辺常任理事が「医療廃棄物処理業界の対応について」述べた。いずれも処理業者対象の研修会の内容とほぼ同様のため、ここでは重複を避け、この間に処理業者向け研修会では行っていない(社)日本医師会の今村常任理事が「在宅医療廃棄物の適正処理の推進に向けて」の講演を行っているので、以下にこの概要のみを掲載した。

(社)日本医師会は、平成20年2月に「在



今村常任理事

『在宅医療廃棄物適正処理ガイドライン』を発行、同年3月に「在宅医療廃棄物の取り扱いガイド」のパンフレットを作成し、その取り扱いについてわかりやすく

説明し、医療関係者に限らず患者家族や市町村関係者関係者に、適正処理の解決に向けた検討資料に資するものとして配布した。

しかし、市町村の受入は①廃棄物に「医療」とついているだけで感染の危険があるという誤解、②過去には自己注射で医療用注射針が使われていたという古い認識、③過去にゴミ分別が不十分で、針刺し事故が起きていた時代の記憶、など過去の古い認識を引きずっていて余り進んでいない。

これに対しては、①往診・訪問医療での太い医療用注射針は、現在持ち帰られている、②自己注射については、昭和63年より安全なペン型自己注射針が普及し、現在では危険性がほぼなくなっている、③医療用廃棄物の危険性の有無について正しい知識をもつことが適正処理の第一

歩であると説明された。

廃棄物による感染の危険性の可能性は、通常、一定量の血液が体内に入らない限り感染せず、針が刺さらないような医療器具へと工夫がなされており、針刺しの危険性は少ない。即ち、医療現場での針刺し事故でも1万回に1回以下の報告があり、B・C型肝炎ウイルスやHIVの保菌者は全人口の約1%、在宅患者の保菌率は健常人より多いわけではなく、1回の針刺しにより感染する確率はC型肝炎で3~5%、HIVでは0.2~0.5%と少ない。したがって、廃棄物処理に際して感染の危険性については、このような数字を基に冷静に考える必要がある。

在宅医療廃棄物を形状により分類すると、注射針等鋭利なものと、バッグ類・チューブ類・カテーテル類などのプラスチック類、ガーゼ類・脱脂綿類・紙おむつ類等の布・紙類、ビン類、缶類などの鋭利でないものに分けられる。このうち医療用注射針・点滴針等は堅牢なプラ容

器に、ペン型自己注射針はケースつきで排出する。鋭利でない廃棄物は、プラスチック類、布、紙類は感染の可能性は無いので可燃ごみへ、ビン類、缶類は残液を捨て、市町村収集の一般廃棄物と同様に扱う。

以上の在宅医療廃棄物の都内自治体の回収例を挙げると次の通り。

- 注射針等 (鋭利なもの)
 - 医療用注射針等 → 医療機関へ
 - 自己注射等 → 薬局で回収
- 注射針以外なもの (鋭利でないもの)
 - 血液が付着したもの
 - 導尿カテーテル類等 → 医療機関へ
 - その他プラ類 → 在医シールをつけ
 - 布、紙、瓶等 → 一般ごみ排出

このほか医療廃棄物における新型インフルエンザ対策と特別管理産業廃棄物管理責任者講習会についても言及されたが、誌面の都合で次の機会に譲ることにした。

(敬称略)

14:00~14:10	挨拶 (社) 東京都医師会 理事 東京都環境局廃棄物対策部 部長	目澤 朗憲 井戸 秀寿
14:10~14:50	①産業廃棄物処理業者の第三者評価制度	
14:50~15:30	②感染性廃棄物の適正処理と 東京都医師会・医療廃棄物適正処理推進事業について (財) 東京都環境整備公社 参事	加藤 仁 上田 忠彦
15:30~15:40	〈休憩〉	
15:40~16:20	③在宅医療廃棄物の適正処理の推進に向けて (社) 日本医師会 常任理事	今村 聰
16:20~16:50	④医療廃棄物処理業界の対応 (東京医療廃棄物処理協同組合の役割) (社) 東京産業廃棄物協会 常任理事	渡辺 昇
16:50~17:00	質疑応答・修了証配布	

平成21年度の第4回産業廃棄物処理業者講習会を開催 平成22年5~7月許可更新者が対象、22年度第三者評価制度も説明

平成22年3月29日（月）、東京都環境局と（社）東京産業廃棄物協会は合同で、平成21年度第4回産業廃棄物処理業者講習会を東京都庁第2本庁舎二庁ホールにおいて午後1時30分から午後4時まで、主として平成22年5~7月に産廃処理業の許可が更新される業者を対象に開いた。講習会次第は別掲の通りで、この内容は従来のものとほぼ同様のため詳細は省くが、席上、22年度の第三者評価制度の募集について新たに明らかにされたので、この点に絞って概要を掲載した。



加藤課長

講習会は、まず加藤仁 環境局産業廃棄物対策課長が大要次の通り挨拶して始まった。

加藤課長は「昨今の景気低迷で廃棄物の受注量が大幅に低迷していると言われております。

19年度の排出量は全国で4億1千8百万トン、また、東京都内で2千4百万トンとここ数年変わっておりません。しかし、処理業者の方々から聞きますと、人によると受注量は2割から3割方減っていると言っておられます。

日々、皆さんは厳しい状況を感じておられるようで、価格競争のようなことが起きていると言われます。価格について行政がとやかく言えることではありませんが、これは適正価格、最低限のコストを割ることになる事態が危惧されることになります。

このようなことを含め、東京都は第三者評価制度を実施し、今日ご出席の

方の中にも認定業者がおられると思います。このような不況下にあって他社との差別化を図ろうということもありますが、都の想定を上回って183の認定者が誕生しました。北は仙台、西は神戸、大阪、京都辺りの業者まで、非常に広範に亘って参加されています。

この制度を生かすために皆様方も努力されるでしょうが、東京都とともに色々な排出業者の団体などに対し、なるべく認定を受けた業者の方々を優先的に使ってくださいるようPR活動を行っております。

この結果、東京商工会議所、大手のゼネコン271社で構成されている社団法人東京建設業協会が、設定業者を優先的に使うことを確認しています。

それからハウスメーカーが構成します団体でも優先的に認定業者を使うように働き掛けます、と言ってくださっています。

個別企業としては、住友林業さんが取引先の17社に全て認定を取っていましたが、今後も住友林業と取引

を希望されるところには認定を取っていただくことを希望しています、とされていました。

また、感染性廃棄物排出事業者の東大病院も来年度はこの認定を受けていないと入札に参加できません、と言っています。そのようなことで排出業者の方々も、この制度を活用していくという動きが出ています。

○ 更新許可手続きについて



審査係 山内 靖之氏

○ 契約書及びマニフェスト等について

指導係 辺見 升氏



なお、以上の講演において磐井指導係長は、第三者評価制度の説明の中で、「今回の講習の中で契約書及びマニフェストの説明があったが、契約書とマニフェストの保管義務は大変重要で、今回の認定審査の中で不認定されたものは、これらの不備によるもの」としており、講

今日ご出席の方々も、厳しい環境にありますが、この制度の活用をお考えになることが肝要だと思います。」と述べた。

続いて次の内容で講習が進められた。講師はいずれも環境局産業廃棄物対策課の方々で、新たに登場されたのは山内氏のみであった。

○ 産業廃棄物処理業者の第三者評価制度について

指導係 磐井 一弘氏

○ 廃棄物処理法の主な改正について

規制監視係 佐藤 憲護氏

○ 最近の不適正処理事例等について

不法投棄対策係 田中 修司氏

「地球温暖化対策とフロン類の環境政策の現状」

今月より東京都では「地球温暖化対策計画書制度」による大規模事業所の温室効果ガス排出量の総量削減義務が開始されました。先月には「地球温暖化対策基本法案」が閣議決定され新聞などでもその要旨が掲載されました。巷でも話題になっている事と思われますが、いよいよ、低炭素社会の実現に向けた国会審議が行われます。

同法案では、「温室効果ガス」として、CO₂、CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆の6物質が定義され、一方で「フロン類等」として、「オゾン層保護法」に規定するCFC、HCFC等が定義され、2区分されています。一方、「フロン回収・破壊法」では、CFC、HCFC、HFCの3物質が規制されていて、その点において現場で混乱が生じないように注意する必要があると思われます。

フロン類の国の政策としては、モントリオール議定書の枠組み、京都議定書の枠組み、製品からのフロン回収等を規制した枠組み（フロン回収・破壊法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法）、そして今回の政府案があります。それぞれを整理することで、国民の正しい理解と行動が進むこと思います。

フロン回収・破壊法に基づく2008年度のフロン類（業務用冷凍空調機器のCFC、HCFC、HFC）の回収量、破壊量などの集計結果が公表されました。対象となる製品は、パッケージエアコン、ターボ冷凍機など、冷水機、自動

販売機、スポットエアコン、輸送用冷凍冷蔵ユニットなど、業務用冷蔵庫、冷蔵ショーケース、冷凍ショーケース、ビールサーバー、製氷機、パッケージエアコンなどです。公表数字では、回収製品台数、回収量ともに前年比増加しています。残念ながら、廃棄時等の推定回収率は約28%と低水準でした。東京都の全国比は、回収製品台数が全国の11%、回収量が17%で、共に全国1番です。回収量は2番の大坂府に対しても2倍以上の結果で、都内での回収が全国と比べて進んでいる状況が推測できます。

最後になりますが、産業廃棄物処理業者として注意すべき点があります。廃棄時などにフロンを回収し、または破壊する際、排出者と引取業者は所定の手続きが必要となります。（工程管理制度として事前確認書、委託確認書、引取証明書、再委託承諾書、等）フロン類はみだりに放出すると、「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」に処されます。（フロン回収破壊法第38条・55条）また、フロン類を回収する業者は、「第一種フロン類回収業者」として都道府県知事へ登録しなければなりません。

弊社では、第一種フロン類回収業の登録業者として協会会員の産廃業者向けにフロン回収の支援事業に取り組んでいます。業務用冷凍空調機器等の廃棄時等にフロン類等の回収でお困りの際はお問い合わせください。

（株式会社ハチオウ 森 雅裕 記）



つ・ぶ・や・き

廃プラ類の中防埋立ゼロの進捗は?
～廃プラ協定を実効あるものに～

1. はじめに

東京都の廃プラ類の中防埋立ゼロ計画がいよいよ来年4月から実施される。

この計画は都内の中小の排出事業者と産廃処理業者にとって事業存立にかかわるぐらいの重大な関心事である。

実施が一年後に迫るも、具体的な対応策、または救援策が表に見えてこない。

東京都と廃プラゼロ協定を結んだ処理業者が数百社におよんでいる。協定締結者はそれぞれ計画目標を掲げ、自らの責任において廃プラ埋立ゼロ計画を追求する事を宣言した。

お膳立ては万全かもしれないが埋立ゼロ計画の実効性が多々懸念される。

余計な心配は無用ならば、これに越したことないし、危惧することも無い。

2. 廃プラ協定の問題点

多くの協定締結者は、都の行政施策に協力して協定参加を決めた。締結者は自ら廃プラを処理する方策を見出さなければならぬ。処理コストの面を含めて最終的に処理処分先のルートが確保できるのであれば問題がない。実態はどうか。

現実問題として中防埋立処分に代わる資源化リサイクル先、又は他県への埋立処分先の新規開拓は至難のワザであろう。先ず第一の高いハードルは処理料金である。都内のサーマル施設に搬入するには、中防埋立処分料金の2倍以上は覚悟しなければならない。普通に考えても苦しい。

3. 民と官の信頼関係のために

排出事業者、処理業者ともに来年4月からの事態の変化が、現実問題としてあることに気がついていない。又は気がついていても、行政が既得権を変更する場合には経過措置とか、代替の対策を講じてくれるものと信頼している面もある。少なくとも、一年前の現時点で廃棄物行政当局から何も警報も注意報も出されていない。

廃プラ類の中防埋立ゼロという思い切った施策は、それが順調に実施に移されるのであれば、さすがにと賞賛したい。

4. 廃棄物行政の役割

廃プラ埋立ゼロは、首都東京では始めての計画であり施策である。2年前に廃プラ資源化施設の説明会が開催された。紹介施設は20数社に上る。能力的に今まで中防埋立処分場で処分されていた廃プラ類を追加で全量受けられる体制があるとは思えない。むしろ問題は、受入処理料金の高さであろう。資源化目的であっても受入料金が安くなるわけではなく、当然のことながら中防埋立より高い。

5. おわりに

廃プラ類の中防埋立ゼロ計画のスタートまで1年ある。その間に資源化施設の対象範囲をもっと拡大すること。環境整備公社の城南島エコプラントの位置付けを明確にし、中小企業者向けの資源化処理施設として復活させること。これらが解決の鍵ではないか？

（産廃居士）

平成22年度 認定講習会（処理業許可・特管責任者）日程表 ※関東地域

－ 平成22年4月～平成23年3月 －

平成22年度の「認定講習会（処理業許可・特管責任者）」の日程が発表になりました。
受講をご希望の方は当協会までご連絡下さい。その際、会員の方は会員である旨を
ぜひお申し出下さい。

当協会のホームページより会場の空き状況等もご覧頂けます。<http://www.tosankyo.or.jp/>

■新規許可申請講習会 産業廃棄物

收集・運搬課程		処分課程	
東京	5月20日～21日	埼玉	6月16日～17日 神奈川 5月18日～21日
	7月8日～9日		1月25日～26日 茨城 8月3日～6日
	9月15日～16日		3月9日～10日 千葉 11月9日～12日
	12月2日～3日	千葉	6月17日～18日 栃木 1月25日～28日
	1月20日～21日		10月19日～20日 埼玉 2月15日～18日
	3月17日～18日		2月16日～17日
茨城	6月15日～16日	神奈川	8月3日～4日
	12月14日～15日		12月7日～8日
栃木	6月2日～3日		3月15日～16日
	12月7日～8日	群馬	7月14日～15日
山梨	11月18日～19日		2月8日～9日

■新規許可申請講習会 特別管理産業廃棄物

收集・運搬課程		処分課程	
東京	10月20日～22日	千葉	7月5日～9日
栃木	6月29日～7月1日		
神奈川	8月31日～9月2日		
埼玉	1月12日～14日		
群馬	3月8日～10日		

みんなで使おう！ “再生紙”

◆更新許可講習会（産業廃棄物・特別管理産業廃棄物 共通）

收集・運搬課程			処分課程	
東京	5月13日	茨城	7月6日 東京	11月18日～19日
	7月2日		10月5日 千葉	5月18日～19日
	9月2日		2月8日 栃木	9月9日～10日
	11月12日	栃木	6月4日 埼玉	12月8日～9日
	1月13日		9月8日 群馬	1月20日～21日
	3月4日		12月9日 神奈川	2月22日～23日
埼玉	4月27日 ※平成22年5月末までの 許可期限の方限定	群馬	7月16日	
	1月27日		11月17日	
	3月11日		2月10日	
		神奈川	7月22日	
千葉	6月25日		9月30日	
	8月26日		12月9日	
	12月16日		3月17日	
	3月17日	山梨	7月23日	

●特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

東京	5月14日	茨城	7月7日	神奈川	7月23日
	5月19日		10月6日		8月5日
	6月17日		12月6日		9月3日
	6月18日		2月9日		10月1日
	7月1日	栃木	7月2日		12月10日
	7月7日		12月10日		2月24日
	9月3日	埼玉	6月18日		3月18日
	9月17日		12月10日		11月18日
	10月7日		1月28日		3月11日
	10月8日		3月4日		
	11月11日	千葉	5月20日		
	12月16日		8月27日		
	12月17日		10月21日		
	1月14日		12月17日		
	2月17日		2月18日		
	2月18日		3月18日		
	3月3日	山梨	11月17日		

<東京都からのお知らせ I >

東京都内の全ての中小規模事業所が取り組める新しい制度が始まります！ 『地球温暖化対策報告書制度』

都内の全ての中小規模事業所において、簡単にCO₂の排出量を把握でき、具体的な省エネ対策に取り組むことができるよう、事業所等ごとのエネルギー使用量や省エネ対策等の実施状況を任意※1に東京都へ報告することができる「地球温暖化対策報告書制度」が創設されました。

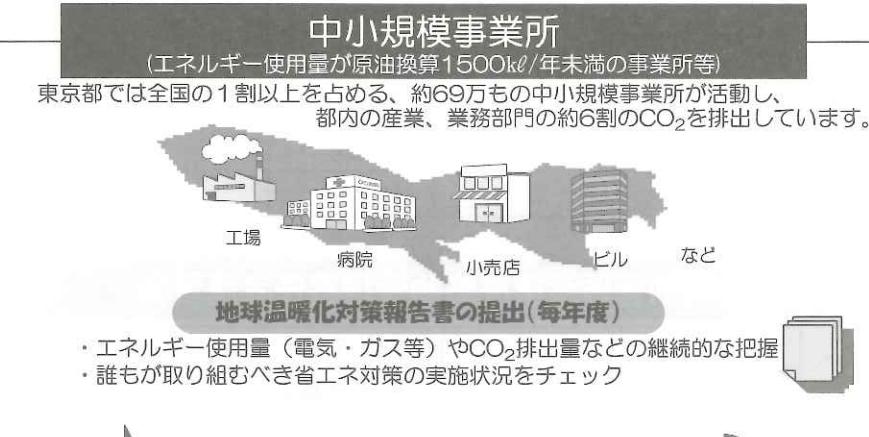
※1 同一事業者の事業所等のエネルギー使用量を合算して3,000kWh以上になると、報告が義務となります。

《報告書制度活用のメリット》

- ・省エネ対策メニューの実行により光熱水費が削減できます。
- ・積極的な省エネの取組が公表されることで企業としてのイメージアップを図れます。
- ・環境局指定の導入推奨機器の取得と報告書の提出を要件として事業税減免の対象となります。(※2)
- ・報告書の提出は、都の排出量取引制度への参加条件の一つです。(※3)

※2 事業税減免の要件等については、裏面(次頁)をご覧ください。

※3 CO₂削減量を取引するためのルールは、今年度詳細を決定していきます。



～平成21年4月1日施行、報告書の提出は平成22年度から開始されます～

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎8階(中央)
東京都環境局都市地球環境部計画調整課 [TEL] 03-5388-3443 [FAX] 03-5388-1380
[E-mail] S0000727@section.metro.tokyo.jp (制度に関するご質問は電子メールでお寄せください。)

地球温暖化対策報告書制度の詳細は、環境局ホームページをご覧ください。
<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sgw/co2-report-system.htm>

<東京都からのお知らせ II >

省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、法人事業税・個人事業税を減免します！

『中小企業者向け省エネ促進税制』

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、事業税を減免します。

【対象者】

「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者※1 ※1 資本金1億円以下の法人、個人事業者等

【対象設備】

次の要件を満たすもの

- ①温室効果ガス総量削減義務対象外の事業所において取得されたもの
- ②省エネルギー設備※2及び再生可能エネルギー設備(減価償却資産)で、環境局が導入推奨機器として指定したもの

※2 空調設備、照明設備、小型ボイラーエquipment

(注)賃付又は住宅の用に供する設備、取得時に既に事業又は住宅の用に供されていた設備(中古設備等)を除きます。次の制度については、環境局ホームページでご確認ください。

・温室効果ガス総量削減義務と排出量取引制度 (<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sgw/jorei-kaisei20080625.htm>)

・導入推奨機器 (<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sgw/gennzei/list.htm>)

【減免額】

設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得年度の事業税額から減免

ただし、当期事業税額の2分の1が限度

減免しきれなかった額は、翌年度の事業税額から減免可

【対象期間】

次の期間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用

(法人) 平成22年3月31日から平成27年3月30日までの間に終了する各事業年度

(個人) 平成22年1月1日から平成26年12月31日までの間

【減免手続】

減免を受けるためには、事業税の納期限までに、必要書類を添付して減免申請書を提出することが必要です。

【お問い合わせ先】

- ・所管の都税事務所
- ・主税局課税部 法人課税指導課・課税指導課
(法人事業税について) TEL 03-5388-2963
(個人事業税について) TEL 03-5388-2969

主税局ホームページ <http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/info/kangen-tokyo.html>

中小企業を支援するため、低廉な価格での設備リースや低利融資を行っています！ 『中小企業向け設備リース事業・融資制度』

《中小企業設備リース》

中小企業の皆様に地球温暖化防止に有効な設備を低廉な価格でリースします。

【対象者】 中小企業基本法に規定する中小企業者等(創業予定者を含む。)

【対象設備】 環境局が導入推奨機器として指定した省エネ機器、
日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策貸付」の省エネ設備など

【利用限度額】 100万円～1億円

【リース期間】 3年～7年

【お問い合わせ先】 財團法人東京都中小企業振興公社 総合支援部 設備リース課
TEL 03-5822-9031 FAX 03-5822-9032
<http://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/setsubi.html>

《中小企業向け融資制度》

○環境配慮取組支援融資

中小企業の環境に配慮した取組の評価に応じて金利を優遇し、環境負荷の低減に資する設備の導入資金を提供します。 【お問い合わせ先 産業労働局金融部金融課 TEL 03-5320-4876】

○都制度融資「産業力強化融資(略称:チャレンジ)」

都の指定する省エネルギーに関する診断に基づき設備投資を行う場合などに、最優遇金利で資金を提供します。 【お問い合わせ先 産業労働局金融部金融課(相談窓口) TEL 03-5320-4877】
金融課ホームページ <http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/kinyu/yuushi/index.htm>

身边な「ヒヤリ・ハット」事例 Part46

	何処で	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1	現場で	積込み作業中	車両を重機に着けようとしたら、バック中に入口の支柱へ車両前部が接触しそうになった。	周囲を良く確認し、注意して作業を行う。
2	一般道路で	10t車を運転中	左側車線を走行中に、右側車線を走行していた車両が、ワインカーも出さずに車線変更してきたので、ハッとした。	運転中、作業中は予測運転を心掛ける。
3	高速道路で	15tダンプで本線を走行中	合流車線からの進入車両に前を譲ったら、急にブレーキを踏まれ衝突しそうになった。	周囲に十分気を配った運転を心掛ける。危険を回避できるよう一定の車間距離は確保する。
4	現場で	アームロールにて、コンテナを所定の場所へ設置しようとした時	場所が狭く、前方に障害物があり、十分なスペースがとれない状況で斜めに進入し、くの字形でフェンス沿いに真っすぐ設置しなければならず、進入する角度やハンドルを切る角度の微妙な調節が必要で、コンテナがフェンスに接触しそうになった。	無理をせず、ゆっくりと少しずつ慎重に行い、巧くいきそうになかったら最初からやり直す。
5	一般道路で	追い越し車線を行中	前走車が、右折しようと急にブレーキを踏んだ為、追突しそうになった。(左側へ車線変更し難を逃れた。)	前後左右の動きは常に注意し、車間距離の確保・スピードの出し過ぎ・脇見運転には特に注意する。
6	高速道路で	15tダンプで左側車線を行中	右側走行中のトレーラーが、ワインカーも出さずに自車の前に車線変更してきて、追突しそうになった。	走行中は、周囲の状況を確認しながら、危険を回避できるよう一定の車間距離を保つ。
7	現場で	積込み完了後に、積荷の状態をならしている時	シートを掛けた時に、突起物があると穴が開いてしまう為、上に突き出ている木の棒を折ったら、荷台から落ちそうになった。	今まで以上に細心の注意を図る。荷台からの転落防止対策として、必ず安全帯を着用する。異物除去方法を工夫する。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せ下さい。

委員会報告



青年部(加藤部長)

平成22年3月17日(水)16時より9名の幹事により幹事会が開催された。

まず、法令委員会から日野自動車エコドライブセミナーの参加状況について報告された。現在日程によって申込者数にムラがあり、定員枠に余裕があるため、できる限り声をかけようと加藤部長から呼びかけがあり、またCSサイトでも再度案内をすることで決定した。

続いて、CO₂マイナスプロジェクトエントリー数について加藤部長より報告がされた後、4月のアースデイ東京2010に関する協議がなされた。その結果、当日のベースの内容、必要なパネル等の物品、また、管理体制の詳細事項がほぼ決定した。

最後に、定時総会の日程変更及び今後の日程確認がなされ会議は終了した。
なお、今後の日程は下記の通りと決定した。

4月6日	5月13日	6月4日
16時～ 幹事会	16時～ 幹事会	14時～ 幹事会 15時～ 勉強会 16時～ 定時総会

【訂正】

本誌235号の記事の中に次の2点について誤りがありました。関係者にご迷惑をお掛けしたことを深くお詫びし、謹んで次の通り訂正いたします。

その1

21年度優良性基準適合認定証授与式の記事中、3ページの(株)春江の副社長氏名が間違っていました。写真説明に春江副社長とあるのは板橋副社長に、文中11～12行目の春江 正年副社長とあるのは板橋 正幸副社長の誤りにつき、謹んで訂正し、お詫びいたします。

その2

23ページの「よろず相談」の記事中、経営相談の筆者・小野寺 廣治氏の肩書きが「廃棄物法務コンサルタント」とあるのは、「行政書士・廃棄物法務コンサルタント」の誤りにつき、謹んで訂正し、お詫びいたします。

会員情報

〈代表者・名称・住所等変更のお知らせ〉

- ・社名下のカッコ内は会員番号
- ・変更内容に表示してある頁数は会員名簿（平成21年8月31日発行）への掲載頁

(株)クリエイト

(No. 2121) 【旧住所】 埼玉県北葛飾郡栗橋町大字間籠314-1



【新住所】 埼玉県久喜市間籠314-1

146・195ページ

新開(株)

(No. 3114) 【新会社名】(株)新開トランSPORTシステムズ

【旧住所】 〒143-0001 東京都大田区東海4-2-26



【新住所】 〒135-0016 東京都江東区東陽3-7-13

159・169ページ

(株)中村

83・84・174ページ

(No. 5088) 【旧代表者名】中村 皓



【新代表者名】戸村 勝秀

(株)ミダック

159・207ページ

(No. 7069) 【旧代表者名】土井 政博



【新代表者名】矢板橋 一志

アトラス商事(株)

87・174ページ

(No. 1065) 【旧代表者名】上田 宣子



【新代表者名】安田 栄

(株)旭商会

154・203ページ

(No. 1052) 【旧住所】 〒229-1111 神奈川県相模原市宮下本町3-28-14



【新住所】 〒252-0211 神奈川県相模原市中央区宮下本町3-28-14

○新入会員紹介○

北村行政書士・産廃コンサルティング 総合事務所

所長 北村 亨

【賛助会員】・行政書士

〒165-0026 東京都中野区新井2-31-17 メゾン松井103

☎03 (5942) 8295 FAX 03 (5942) 8296

～協会の主な今後の日程～

(平成22年4月1日現在)

月	日	曜日	行事予定	備考
4	1	木	●平成22年度講習会 受付開始	
	6	火	青年部 幹事会 16:00~	協会会議室
	14	水	広報委員会 10:00~ 常任理事会 13:30~/第277回理事会 14:30~	協会会議室
	15	木	女性部 第6回定時総会 15:00~	協会会議室
	17	土	青年部 「アースデイ東京2010」 参加	代々木公園 他
	18	日	↓	
	21	水	青年部 関東ブロック 幹事会 15:00~	協会会議室
	22	木	第44回関東地域協議会	青山ダイヤモンドホール
	27	火	常任理事会 15:00~	協会会議室
5	12	水	常任理事会 13:30~/第278回理事会 14:30~	協会会議室
	13	木	青年部 幹事会 16:00~	協会会議室
	14	金	女性部 幹事会 14:00~/勉強会 15:00~	協会会議室
	20	木	安全衛生推進委員会 15:00~	協会会議室
	25	火	全産廃連: 第135回理事会	全産廃連会議室
	26	水	第53回定時総会 16:30~/懇親会 18:00~	青山ダイヤモンドホール
	28	金	収集運搬委員会 15:00~	協会会議室
6	4	金	青年部 幹事会 14:00~/勉強会 15:00~/定時総会 18:00~	協会会議室
	9	水	常任理事会 13:30~/第279回理事会 14:30~	協会会議室
	11	金	＜会員対象＞収集運搬業「社内管理体制構築のすすめ研修会」 13:30~	ベルサール西新宿
	17	木	女性部 幹事会 15:00~	協会会議室
	18	金	全産廃連: 第26回通常総会	明治記念館
	22	火	常任理事会 15:00~	協会会議室

新TSK会だより

<3月開催>第23回新TSK会ゴルフコンペ



いきなりですが、結果から申し上げましょう。なんと、泉カントリー倶楽部（千葉県）で、私、泉が優勝！！何かが憑いたかのようでした。パットがなんでこんなに入るのか…？同じ組でプレーしたシニア優勝常連の石田社長（太陽油化）も絶賛でした。今年になってまだ3度目のゴルフですし、そろそろゴルフ人生も終盤戦に突入した感もあり、最近は、とりあえずスコア100を切ることを目標として、自身では幹事の仕事を全うすることが大事だと考えておりましたので、思いがけない優勝をさせて頂き本当に嬉しかったです。誠に有難うございました。

今回の参加者は6組21名、初参加された小島崇嘉（エコグリーン）・比留間宏明（比留間運送）・浜中大輔（日動エコプラント）・石田陽平（太陽油化）の4氏には新ペリア方式を採用し、他は久しぶりのハンデ戦としました。新TSK会が千葉エリアのコースにおじやますのも久しぶりです。この泉カントリー倶楽部は30年前に創設され、コース全長は、あまり長い方ではありません

（幹事 泉 記）



青年部、女性部、老若男女そろって和気あいあいのパーティーにて

ようこそ相談

弁護士

芝 田 稔 秋

法律相談

廃棄物の定義と判断基準

ようですが、それは「定義」とはどういう関係になるのですか。

答 廃棄物の定義は、処理法に「定義」という題名で条文が設けられています。

しかし、この定義には廃棄物の「種類」しか規定されていないために、ある物が、本当に廃棄物に該当するかどうかが問題になった場合に、廃棄物か非廃棄物かを判断しなければなりませんが、その場合に「廃棄物の判断基準」が必要とされるのです。

処理法第2条1項には「廃棄物の定義」として、次のように規定されています。

廃棄物の定義

「この法律において、『廃棄物』とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、糞尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいう（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く）をいう」とあります。

問2 廃棄物の定義のほかに「廃棄物の判断基準」というものもある

廃棄物かどうかが争われた場合、あるとき、たまたま問題になった物についてだけ廃棄物か否かを判断したとすると、それは、その物については妥当としますが、次に別の問題が起きた場合は、どう判断するのか、思いつきの、いい加減な曖昧な判断では信頼がもてません。どのようなケースにもあてはまる公平な判断をするためには、一貫した判断基準となるものを立てて、確固たる信念のもとに判断する必要があり、そこで「廃棄物の判断基準」なる

ものが必要とされるのです。

たとえば、廃棄物を不法投棄したとか、無許可営業したとかで起訴されたところ、〈それは廃棄物ではない、だから不法投棄には当らない〉とか、〈無許可営業したことにはならない〉などと反論されますと、裁判所では、本当に廃棄物なのか、非廃棄物ではないか、しっかりと検討し判断しなければなりません。

なにしろ、懲役3年とか2年の刑罰を科したり、300万円とか200万円の罰金を科したり、会社の許可を取消したりするわけですから、多くの従業員や家族の生活がかかっていますので、慎重の上にも慎重でなければなりません。

裁判所での問題だけでなく、日常の行政においても、廃棄物か否かの区別が常に必要とされます。不法投棄の現場に行って判断が迫られます。無許可営業ではないか、真のリサイクルか、偽装有価物ではないか、速やかに的確な判断をしなければなりません。

そのため、環境省が「行政処分の指針」において、廃棄物の判断基準を示しております。全国の廃棄物の行政担当者は、この行政処分の指針に示された判断基準とか、裁判所の判例で示された判断基準を参考に判断します。

有名な「おから事件」で、最高裁判所が示した判断基準は、多くの裁判において利用されています。

問3 産業廃棄物と一般廃棄物の定義の両者の関係について説明してください。

答 あらゆる廃棄物（放射性汚染物は除く）のうち、「産業廃棄物以外の廃棄物」が一般廃棄物であるとされています。

処理法は、はじめに「一般廃棄物」について定義しています。

「この法律において『一般廃棄物』とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう」と規定していますが、一般廃棄物とは何かについては、積極的には全然規定されていないので、この規定からは一般廃棄物とは何かはわかりません。

但し、処理法は産業廃棄物については、具体的な「種類」と「発生原因ないし由来」を示しています。

第2条4項（第2号 省略）

この法律において、『産業廃棄物』とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物をいう。

「種類」とは、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類を指します。

「発生原因ないし由来」とは、「事業活動に伴って生じた」ことを指します。

この規定から、産業廃棄物が「事業活動に伴って生じた廃棄物」であることがわかります。そのことから、「事業活動に伴って生じた廃棄物以外の廃棄物」は、一般廃棄物であるということになります。たとえば、家庭から生じる廃棄物です。家庭から生じる廃棄物は、「消費生活」から生じるものであって、事業活動から生じたものではない

からです。これは「家庭系一般廃棄物」といわれます。

問4 産業廃棄物には「政令で定める廃棄物」がありますが、政令では、紙くず・木くず・繊維くずその他について、すべてが産業廃棄物になるのではなく、特別の業種から生じる廃棄物だけを産業廃棄物とするとされています。

そこで質問ですが、同じ紙くず・木くず・繊維くずその他について、業種の指定から外れた業種から生じる廃棄物は、どうなりますか。

答 政令で定められた廃棄物のうち、業種の指定を受けない業種から出る廃棄物は、産業廃棄物ではないので、「一般廃棄物」となります。

ただ、同じ一般廃棄物であっても、家庭から生じる一般廃棄物とは性質が異なるので、つまり「事業活動に伴って生じた廃棄物」であるため、「家庭系一般廃棄物」と区別して「事業系一般廃棄物」といわれます。

問5 特別管理一般廃棄物とか、特別管理産業廃棄物というものがありますが、これはどういうものですか。

答 一般廃棄物の中にも産業廃棄物の中にも、「爆発性・毒性・感染性その他の人々の健康または生活環境に係る被害を生ずる虞がある性状を有するものとして、特に政令で定めるとされた廃棄物」があり、そういう特別に

定められた廃棄物を「特別管理廃棄物」といいます。

「特別管理廃棄物」は、一般廃棄物の中にもありますし、産業廃棄物の中にもありますので、一般廃棄物については「特別管理一般廃棄物」、産業廃棄物については「特別管理産業廃棄物」といわれます。

こういう特別の管理を要する廃棄物は、収集運搬においても、処分においても、厳重な注意・管理のもとに、収集運搬・処分しなければならないとされています。

問6 廃棄物の収集運搬業や処分業を営むためには都道府県知事の許可が要るとされていますが、例外として、【専ら物】すなわち【専ら再生利用の目的となる産業廃棄物】については許可不要とされていますが（14条1項但書き、14条6項但書き、7条1項但書き）、専ら物にはどんなものがありますか。なぜ許可は要らないのですか。

答 【専ら物】には、古紙、古繊維、くず鉄（金属屑）、空き瓶の4種があります（環境省令16条の2第2号イ・ロ・ハ・ニ）。

専ら物は、廃棄物ではありますが、専ら物のみを収集運搬・処分する業者は、許可は不要とされています。こういう物は、昔から再生利用することになっていたので、処理法制定後も再生利用されることは間違いないので、生活環境の汚染の心配がないという理由から、許可は不要とされたのです。

専ら物は、一般廃棄物（家庭系・事業系）からも産業廃棄物からも生じます

問7 専ら物のみの収集運搬業及び処分業を営む人については、許可是不要とされていることは、明文の規定があるためにわかりますが、契約書とマニフェストはどうなりますか。

答 環境省はじめ多くの自治体は、許可もマニフェストも要らないが「契約書」すなわち、事業者も処理業者も「委託の契約書」は作らなければいけない、作らなければ委託基準違反となるといいます。

理由は、専ら物は廃棄物であることには変わりはないので、できるだけ廃棄物としての取扱をすべきだという考え方から、法12条3項、4項に基づく事業者の「委託の基準」が政令6条の2にあり、契約書を作ることが規定されているため、これによって契約書を作るべきだと解釈するのです。

しかし、私は、最も重要な許可が要らないとされているのに、またマニフェストも不要だと解しているのに、契約書だけは作る必要があるという解釈は、違反の場合の刑罰の重さを考えると、全体として不均衡・不合理だと考えられるので、「契約書」の作成は不要であると考えます。

なぜなら、適正な収集運搬・処分をしているのに、契約書がないというだけで委託基準違反（12条4項）として処罰し、「3年以下の懲役または300万円以下の罰金もしくは併科する」とい

うのは、そうして許可まで取り消されるというのは、処罰の均衡を失するものと解するからです。

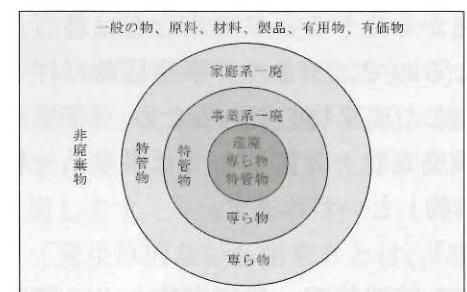
処理法12条3項、4項と、環境省令8条の2第2号と第3号、政令第6条の2第3号などが関係条文です。皆さんも検討して下さい。

処理法は不適正処理や不法投棄を防止するのが目的でありますから、それが実現できていれば、途中の形式的な事項は、それほど重視すべきではないと解するのです。

問8 以上の廃棄物についての説明を図解してください。

答 以上の廃棄物の説明を図で示すと、次のようにになります。

図1 廃棄物・非廃棄物の概念図



問9 ところで、廃棄物が定義されまと、定義からはずれる物は、全部「非廃棄物」ということになりますが、廃棄物と非廃棄物とは明確に区別できるのでしょうか。

答 それがまさに問題なのです。その区別のために廃棄物の判断基準が問題にされ、作られてきたのです。上記のように、判断基準が裁判所においても示され、環境省の行政処分の指針においても設けられています。

問10 では裁判所や環境省の廃棄物の判断基準について教えてください。

答1 最高裁判所の「おから事件」で示された判断基準は以下のとおりです。

最高裁判所は「おから」を産業廃棄物であると認定しました。そして、おからを許可なくして収集運搬処分をした業者を無許可営業の罪として有罪としました。

「産業廃棄物について定めた処理法施行令2条4号にいう「不要物」とは、自ら利用し又は他人に有償で譲渡することができないために事業者にとって不要になった物をいい、これに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び事業者の意思等を総合的に勘案して決するのが相当である。」…これが判断基準

「原判決によれば、おからは、豆腐製造業者によって大量に排出されているが、非常に腐敗しやすく、本件当時、食用などとして有償で取り引きされて利用される量はほんの僅かな量であつて、大部分は、無償で牧畜業者等に引き渡され、あるいは、有料で廃棄物処

理業者にその処理が委託されており、被告人は、豆腐製造業者から収集、運搬して処分していた本件おからについて処理料金を徴していたというのであるから、本件おからが同号にいう「不要物」に当たり、前記法律2条4項にいう「産業廃棄物」に該当するとした原判断は正当である。よって、被告人は有罪である。」

答2 環境省の「行政処分の指針」（平成17年8月12日）は、廃棄物の判断基準について、次のように示したうえ、偽装有価物にごまかされないよう、注意を促しています。

「廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。」

「廃棄物は、不要するために占有者の自由な処分に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下に置くことが必要であること。

したがって、再生後に自ら利用または有償譲渡が予定される物であっても、再生前においてそれ自体は自ら利用または有償譲渡がされない物であるから、廃棄物として規制する必要があり、当該物の再生は廃棄物の処理として扱うこと。」



お江戸ぶらぶら歩く記

ニお江戸の名所旧跡ニ

麻布界隈を歩く(終わり)

天真寺を過ぎて麻布運動場の金網に沿って左に行くと前号でご紹介の東京ローンテニスクラブの正門前を通り、愛育病院前の交差点に達するが、ここは有栖川宮記念公園を取巻く2つの坂のうち右側のノルウェー大使館側、木下坂を上りきったところで、この交差点から愛育病院の反対側の路地に入ったところに阿彌陀寺がある。

ここは護国山清泰院と号する浄土宗の寺であるが、都合により門は閉ざされており、勝手に境内には入れない。伝えられるところでは、はじめ小石川伝通院住職泰生の別荘で明治の廢仏毀釈の時、棄却される経巻・仏像をもつ

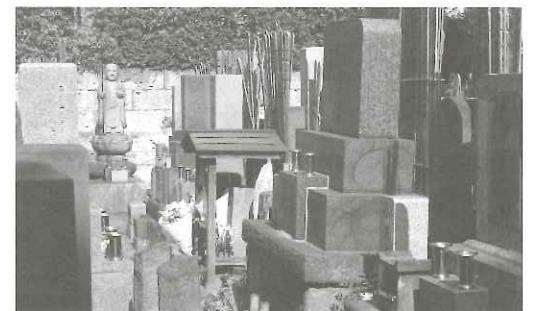


境内に入れない阿彌陀寺

て明治8年（1875）に開創、同10年に現在の寺号となった。同寺の梵鐘は都内最古のものとされる。即ち、鎌倉建長寺22世の大鑑禪師による銘文が鋳ら

れており、禪師は中国福州の出身で嘉暦2年（1326）来日し、暦応2年（1339）に遷化（死去）しているので、その間の鋳造と見られている。銘は陽鋳で5段5列、上帯に雲状文、下帯に唐草文が配されているという。はじめ鎌倉建長寺末寺の法泉寺にあったが、同寺の廃寺で鎌倉の光明寺に移され、さらに明治中期にここ阿彌陀寺にもたらされたというが、一般の縦覧は謝絶されている。

木下坂を愛育病院に沿って下っていくと右側に末日聖徒イエスキリスト教会があり、高く聳えるアジアで最初の尖塔を持つ会堂が見られる。更に進むと左側の麻布警察署、右側の麻布税務署を過ぎて隣接する二つ目の信号を右に入っていくと専称寺がある。ここに幕末の新撰組隊士である、かの有名な沖田総司の墓がある。若い女性の人気が高く寺では参拝を排絶せざるをえず、



中心の屋根付きが沖田総司の墓

脇の通りから堀越しに見られる沖田家の大きな墓石の隣にある総司の墓を垣間見ることになってしまっている。沖田総司はご承知の通り、北辰一刀流と天然理心流を学び、19歳で新撰組に入隊して近藤勇の義弟となった。剣は隊長をしのぐものを持ち、勤皇派の武士を襲って活躍したが、慶応4年（1868）5月30日に肺結核で24歳の若さで死去。心優しい美青年だったというが、戦後の最盛期には千羽鶴や花が山をなし、墓前で供養のギターを奏する若者が出るなど大変な騒ぎだったそうだ。

六本木ヒルズの手前、左側に桜田神社がある。ここは本誌209号の「港七福神めぐり」でご紹介済みなので、詳細は省かせて頂くが、このまま進めば3号線高速道路に突き当たる。高速道路下を走る六本木通りを左に進むと高樹町交差点に達する。ここで六本木通りを横切りたいのだが、上を高速道路が走っているので地下道をくぐって渡ることになる。渡ると直ぐ右側に富士フィルムのビルが聳えているが、その左側の道が古美術商の多い青山通りに通ずる骨董通りと呼ばれるわき道があり、その分岐点の右側に長谷寺がある。

この辺りは、かつて「渋谷が原」と



長谷寺の山門

呼ばれたが、古くから觀音堂が建ち、奈良長谷寺の觀音様と同じ木片で造られたと言う小さな觀音様が祀られ人々に親しまれていたという。その後、徳川家康の江戸開府が行われ、家康公の幼馴染でもあった高僧、門庵宗閑大和尚を開山として觀音堂を基に補陀山長谷寺が開かれた。幾多の歴史を積み重ね觀音靈場は宗門の専門修行道場として、また、大本山永平寺別院として栄えている。

正徳6年（1716）、2丈6尺の大觀音を建立、麻布觀音と呼ばれ、江戸屈指の觀音靈場として尊崇を集めていたが、昭和20年戦火で焼失した。昭和55年に3丈3尺（約10メートル）



高さ10m
大觀音

の姿で再現した。左手に蓮華のびんを持ち、右手に数珠をかけ錫杖を持ち、左足を半歩前進する独特のお姿は長谷式といわれ、觀音と地蔵両方の徳を持つとされ、国内最大級の觀音像である。

こここの墓域には著名人の墓が多く、維新の元勲で侯爵の井上 薫、画家で子爵であり、東京美術学校主任教授で帝国美術院院長だった黒田 清輝、また港区指定史跡の医師兼儒官の伊沢蘭軒の墓など多士濟々の墓があり、喜劇役者の榎本健一の墓もある。

帰り道は高樹町から渋谷行きのバスができる。

（この項おわり。明）

事務局だより

昨年も記述したような記憶があるが、毎年、この季節になると「暑さ寒さも彼岸まで」という言葉が口癖のようになっている。

お彼岸に入る直前までは肌を刺すような寒さに見舞われても、お彼岸の中日（春分の日）を境に、「春は近いよ」と後押しされているような気持の良い気候に変わってくれるのが常であるから。

だからこそ、昔からこの諺で言い尽くされているのであろう。

ところが、今年については今までとは大分様子が違っている。3月の末だと言うのに、マイナス40℃の寒気団が到来し霜まで降るような天候となった。

今年も、桜の開花宣言は1週間前に出ているというのに、寒くて桜の花見見物どころの騒ぎではない。でもなかには、「桜を十分堪能出来る期間



編集後記

暑さ寒さも彼岸までといわれますが、地球温暖化といわれる今日でも、的を射た表現のようです。ようやく春の気配が強くなってきました。経済動向もすばやく春を迎えてもらいたいと存じます。様々な統計調査結果の報道によれば、回復傾向はみられるようです。製造業の指標が気に掛かるところですが、他の業種に比べると、いくらくらい良いようです。

平成22年度の事業年度が開始となりました。先月もこの欄に書きましたが、官公庁の予算執行も新たな年度を迎えています。予算額そのものに目が行きがちですが、執行内容の吟味をして頂ければと思います。都も国も地球温暖化対策に対しての予算が目玉になっていますが、廃棄物と関連付けられているものも散見されます。いつも申し上げていますが、そこに新たな事業機会があるか

が延びたから良かった」と思っている人も多いのかもしれない…。

何でもかんでも、異常気象に結び付けるつもりはないけれど、やはり地球は病んでいるのか、と言いたくなる？ 世界中の気象状況が耳に入ってくるたびに、その異常気象の存在とそれに伴う災害の怖さを実感しているこの頃である。

その元凶が、我々人間の営みによるものだと推測できるから、余計に始末が悪いし自業自得として肩身が狭い。

近頃、農家の人が悩んでいることの一つに、栽培している野菜や果物が旬な時期までに完熟出来ないでいること。（形は大きくなるものの、赤く色づかないで青い実のままである。）

その原因は、日照不足と極端な寒暖の差によるものという。

人工的に手を加えないと、完熟した作物が手に入らないとしたら、由々しき時代になったを感じている今日この頃である。（木村）



もしません。

春爛漫、華やかな季節です。多くの種類の春の花が咲いています。何気なく通り過ぎてしまえば、それまでですが、気をつけて観察してみたら如何でしょうか。花にも名前がついています。名前がわかれれば、親しみも増すでしょう。会話は出来ないかもしれません、自然との調和が、重要な時代です。わからなければ、調べてみる心の余裕を持って頂くのも一考かもしれません。

協会も新年度が開始となり、新年度予算の執行が始まっております。冒頭、経済環境云々と書きましたが、協会の運営面では、厳しさが緩和される気配はございません。協会職員一同は、皆様へのサービスを第一と心掛けて、協会そのものの存在意義が増すように努力しております。一層のご支援を期待しているところです。

（乙顔）

とうきょうさんぱい 2010 第236号

発行人 吉広 本昌且
企画・編集 報委員会
発行所 法人 東京産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13

柿沼ビル7F

TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592

<http://www.tosankyo.or.jp/>

E-mail; info@tosankyo.or.jp

印 刷 皆川美術印刷株式会社

入会のご案内

～協会組織の充実・強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている公益法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に応えていくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

つきましては、貴社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

◆ 入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出して頂くことになりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。

社団法人 東京産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F

TEL (03) 5283-5455 FAX (03) 5283-5592

<http://www.tosankyo.or.jp/>

よみがえれ廃木材!!

いのち
木々に永遠の生命をあたえたい…それが東京ボード工業の使命です。

幅広い用途



再生(製品化)
→



身近な使用例

卷二

A large pile of wooden debris, likely from a demolition site, consisting of broken wooden beams, planks, and other structural components. The debris is piled high against a clear blue sky.

**受入れ・中間
処理(破碎)**

私たちは究極のリサイクリング(資源循環の輪)を目指します。ご期待下さい。

**目標は究極のリサイクリング
資源循環の輪**なのです。

東京ボード工業では、
廃棄パレット・梱包廃材・型枠
合板などの木質廃棄物を受入れ、
焼却・埋め立て処分をせず、当
社独自の最新技術で再加工する
ことにより、リサイクルを推進
し新しい命を吹き込む。まさに
リニューアルボードと言えるバ
ーティクルボードを生産してい
ます。

パーティクルボードとは...。

Recycle and Ecology

TB 東京ボード工業株式会社

お問い合わせ先 新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場 2丁目 12番 5号
TEL.03(3522)1524(代) FAX.03(3522)1525
<http://www.t-b-i.co.jp>

埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100

TEL.0489(96)0311 FAX.0489(96)5843

株 社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1

TEL 03(3522)4138 FAX 03(3522)4137

Journal of Health Politics, Policy and Law, Vol. 33, No. 4, December 2008
DOI 10.1215/03616878-33-4 © 2008 by The University of Chicago

当社のパーティクルボード
「エヴァボード®」は第三者認
証システムである「EPD」商品
の認証を受けてます。

EPD®